開成町告示第61号

次の表の左欄に掲げる者に交付すべき同表の右欄に掲げる書類は、住所、居所、事務所及び事業所等が不明のため、地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達します。この公示送達に係る書類については当所で保管していますので、申出があればいつでも交付します。

また、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、地方税法第 20 条の２第３項の規定により、書類の送達があったものとみなします。

令和８年 11 月 11 日

開成町長　　山神　裕

送達を受ける者		公示送達する書類
住（居）所等	氏名 (法人の名称)	
熊本県宇土市城塚町２２番地１	BUI　THI　NGOC　THU	差押調書（謄本）